

第2章 平塚市バリアフリーの基本方針

2.1 目標年次

バリアフリー新法第 3 条に基づく国の基本方針では、バリアフリー化の目標（旅客施設、車両、道路、公園、建築物等）を平成 32 年度末（2020 年度末）に設定しています。

平塚市バリアフリー基本構想は、国の設定した目標年度と整合を図り、平成 32 年度末を目標年次とします。

また、本基本構想においては、“心のバリアフリーの推進”など未来永劫取り組むべき施策を含むことや、中長期的な計画と一体となって計画的に推進する必要があるバリアフリー施策については、目標年次の平成 32 年度末（2020 年度末）以降も継続的に推進します。

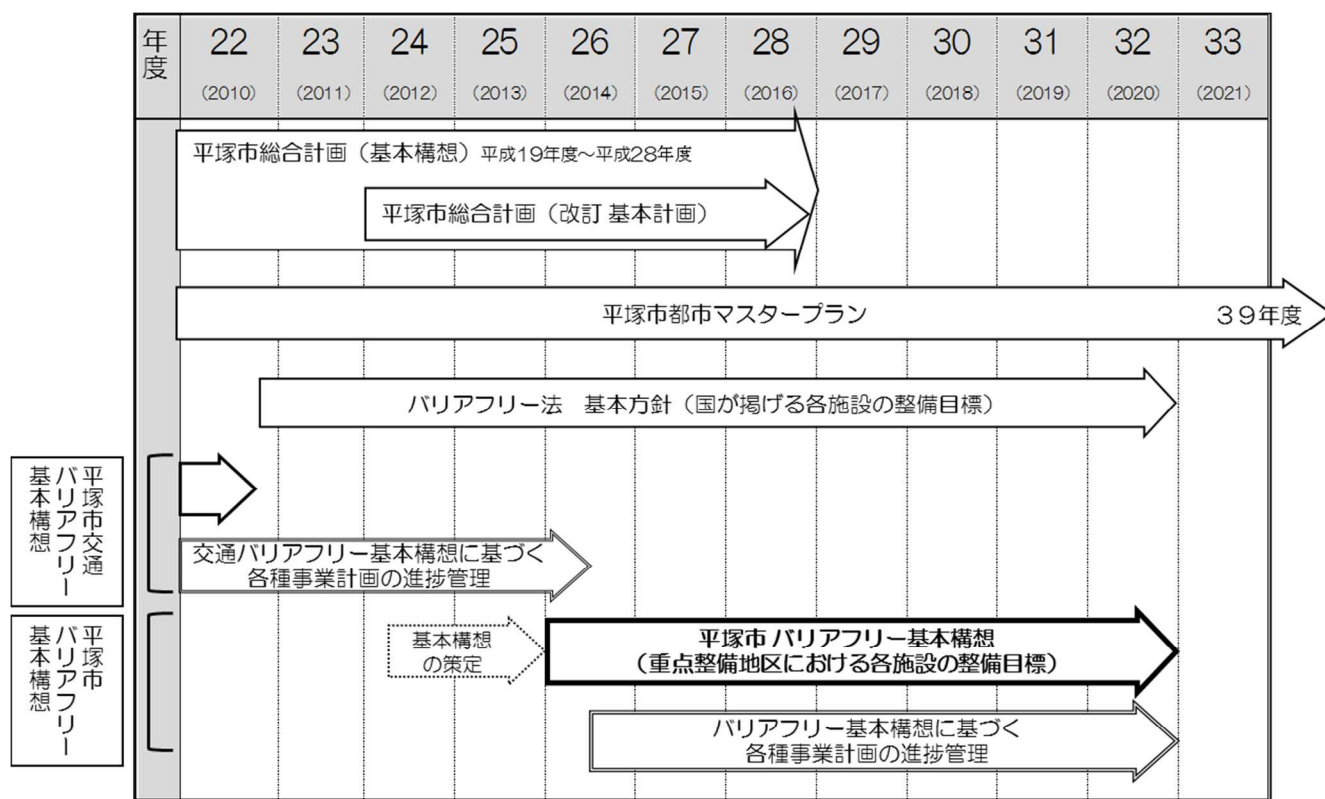


図 2-1 基本構想の目標年次について

基本構想策定と各特定事業計画の開始時期にずれがあるのは、基本構想策定後、概ね 1 年以内に各事業者が事業計画を作成するため。

2.2 基本方針

上位計画、関連計画を受けて、国の基本方針と整合を図りながら、基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針 1

福祉のまちづくりモデル地区と交通バリアフリー基本構想の重点整備地区を基本として、新たな重点整備地区を設定します

市役所、文化施設、総合公園などの公共施設等が集まっている地区を対象とした福祉のまちづくりモデル地区と交通バリアフリー基本構想において定めた平塚駅周辺の重点整備地区を基本とし、さらにその周辺に存在する公共施設等への動線等を考慮した新たな重点整備地区を設定し、重点的なバリアフリー化を図ります。

基本方針 2

すべての人にやさしいまちづくりの推進

本格的な高齢社会の到来を見据え、基本方針 1 で設定した重点整備地区内にある不特定多数の人が利用する公共施設等と、その施設に関連する経路において、移動の安全性の確保と快適性の向上を図るため、道路、電車・バス・タクシーの車両等、建築物、公園、路外駐車場、その他移動経路に関する施設のユニバーサルデザインを取り入れた一体的なバリアフリー化を進めます。また、誰にでもわかりやすいサイン等を活用した情報提供施設の設置を進めます。

基本方針 3

心のバリアフリーの推進

誰もが高齢者、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、日常生活のみならず災害時等にも自然に支え合うことができるようにするため、様々な機会を活用した教育活動や各種啓発活動により「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針 4

事業内容の段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

基本構想について、地域の高齢者、障がい者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的な発展を図ります。また、継続的な状況把握のためにまちの点検を行い、事業内容の改善を図ります。